

## 横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱の制定について

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物については、平成 13 年に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB 特措法」という。）において、平成 28 年 7 月までに保管事業者が処理することが規定されています。本市は、これまで、PCB 特措法等に基づき適正な保管管理の指導を行ってきました。

国においては PCB 廃棄物の処理体制の整備を進めており、市内の PCB 廃棄物の処理も加速していくことが予想されます。これに伴い、保管場所変更等に伴う運搬の相談など、法令等に定めのない事項についての問い合わせが今後増えていくと考えられます。

そこで、今回、適正管理の推進を目的として、指導要綱を制定します。

なお、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第 5 条第 1 項の規定に基づく意見公募手続を実施しましたので、同要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、その結果について公示します。

### 1 要綱の概要

法律等に明文化されていない以下の事項を規定します。

- (1) 新たに PCB 廃棄物を管理する際の手続き（新規発生報告書の提出）
- (2) PCB 廃棄物の保管状況等を変更する際の手続き（変更報告書の提出）
- (3) 保管場所変更など PCB 廃棄物を移動する際の手続き（運搬計画書の提出）
- (4) PCB 廃棄物の譲渡し・譲受けの手続き、審査基準

要綱の詳細については下記ホームページを参照してください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-jigyo/sanpai/01haisyutu/03pcb/pcb-youkou.html>

### 2 意見公募の結果の公示の概要

- (1) 意見公募の結果の公示期間

平成 24 年 1 月 27 日（金）から平成 24 年 2 月 25 日（土）まで

- (2) 意見公募の結果

提出意見件数：2 件

意見結果の詳細については下記ホームページを参照してください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-jigyo/sanpai/01haisyutu/03pcb/pcb-ikenkoubokekka.html>

### 3 要綱の施行日

平成 24 年 4 月 1 日

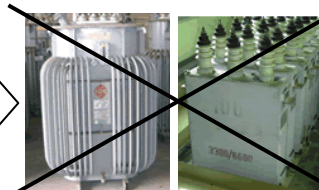
#### 参考～PCB とは～

**PCB**  
(化学的、熱的に安定)

※市内の PCB 廃棄物保管状況

- ・保管事業場 → 約 1,500 箇所
- ・保管台数 → 約 30,000 台（主な電気機器であるトランス、コンデンサのみ）

PCB による  
健康被害が  
社会問題化



トランス コンデンサ

【昭和 49 年】  
PCB を使用した  
電気機器の製造や  
新たな使用が禁止

お問い合わせ先

資源循環局産業廃棄物対策課長 関川 朋樹 Tel 045-671-2526